

臨時教員制度・教員採用制度の改善をめざして

第3次提言

2005年4月 高知県教職員組合教員採用制度検討委員会

高知県教職員組合では、2004年8月より計15回にわたって臨時教員制度・教員採用制度の改善のための提言づくりに向けて議論を深めてきました。ここでは、完成した提言より、「私たちの提言」部分を紹介します。本文全体は26ページあり冊子になっていますので、ぜひお問い合わせください。

I 臨時教員制度改善のために

私たちの提言

高知県教育委員会が、以下の項目について検討し、実施することを提言します。

<<当面の措置>>

- 1 臨時教員が子どもの教育に専念できるような着任を保障します。
- 2 年度当初の着任発令を4月1日にします。
- 3 長期休業中の任用中断を行いません。
- 4 年度途中の退職等による欠員に対しては、途中採用ができる名簿登載制度を確立し、臨時的任用をなくします。
- 5 定数内の教員の欠員は、正規教員を配置します。
- 6 義務教育になじまない専任時間講師配置は、原則廃止します。当面、現在の専任時間講師は常勤講師として配置します。
- 7 所持免許状に応じた着任を行い、免許外(臨時免許状交付を含む)配置を行いません。

<<中、長期的な措置>>

- 1 現在の不均衡な年齢構成を改善するために教員配置の見直しを図り、計画的な教員採用に取り組みます。
- 2 臨時教員制度の縮小、廃止についての年次計画を作成し、必要な教員は正規採用教員をあてます。その際、教員増を図り、現在働いている臨時教員を計画的に正規採用できるよう検討します。
- 3 産休、育休、長期研修、病休等の代替、補充には正規教員を配置する補充教員制度(定数化、途中採用、プール制等)を確立します。

Ⅱ 教員採用制度の改善

私たちの提言

高知県教育委員会が、以下の項目について検討し、実施することを提言します。

- 1 教職経験者とそれ以外の受審者に、別途の選考審査を行います。その際、各受審者が選考審査方法を選択できるようにします。教職経験者の選考については、その経験を審査内容に加えます。
- 2 1次・2次審査方式を廃止し、すべての受審者に全選考審査を受審させ、公平さを保ちます。当面、廃止されるまでは、1次審査合格者は、次年度以降の1次審査を免除すると同時に、できる限り多数の受審者を1次合格させます。
- 3 盲ろう養護学校は、高等部採用枠を設けて選考を行います。
- 4 教員採用の面接については、専門職としての選考にふさわしいあり方を検討し、面接官の選任、審査内容の改善をはかります。
- 5 名簿登載制度を改善し、年度途中の欠員については、その中から正規採用します。
- 6 合理的な根拠のない年齢制限を撤廃します。
- 7 四国ブロックで統一された審査日程を見直し、高知県独自の日程で実施します。また、多くの受審者が臨時教員であることに配慮し、学校が関係する行事と重なることがないように8月に行うなど、審査日程の改善をはかります。
- 8 教員選考に関する教育委員会規則をつくり、採用審査の選考にあたっては、県民に開かれた「選考審査委員会」や「選考問題作成委員会」を設置し、公正さを保ちます。
- 9 教員の採用は選考によると法的に定められていることから、公正さを保つために、積極的に情報開示を行います。
 - ① 選考基準を作成し、公開します。
 - ② 採用計画や、前年度の実態など採用審査に関する資料を公表します。
 - ③ 受審者への情報提供を積極的に行います。